付録ー2 変状程度の評価要領

鋼部材。	の変状	
1	腐 食	75
2	亀 裂	76
3	ゆるみ・脱落	77
4	破 断	77
(5)	防食機能の劣化	78
コンク	リート部材の変状	
6	ひびわれ	80
\bigcirc	剥離・鉄筋露出	81
8	漏水・遊離石灰	81
9	うき	82
その他の	の変状	
10	路面の凹凸(舗装の異常) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
1	支承部の機能障害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
(12)	その他	84
共通の	変状	
13	補修・補強材の変状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
14)	定着部の変状	88
(15)	変色・劣化	89
(16)	漏水・滞水	90
\bigcirc	異常な音・振動	91
18	変形・欠損	91
19	土砂詰まり	92
20	沈下・移動・傾斜	92
21)	洗掘	93
22	吸い出し	93

変状程度の評価区分は、変状程度に関係する要因毎にその一般的状況から判 断した規模の大小の組合せによることを基本とする。

なお、変状毎の一般的性状・変状の特徴、他の変状との関係、その他の留意点 については、付録-1「対策区分判定要領」を参考にするのがよい。

① 腐食

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

なお、区分にあたっては、変状程度に関係する次の要因毎にその一般的状況から 判断した規模の大小の組合せによることを基本とする。

1) 変状程度の評価区分

	— 般 自	的 状 況	備考
区分	変状の深さ	変状の面積	
а	変状	なし	
b	/]\	/]\	
С	/]\	大	
d	大	/]\	
е	大	大	

2) 要因毎の一般的状況

a)変状の深さ

区分	一 般 的 状 況
大	鋼材表面に著しい膨張が生じている、又は明らかな板厚
	減少等が視認できる。
	—
/]\	ー 錆は表面的であり、著しい板厚減少等は視認できない。

って評価する。

b)変状の面積

区分	般 的 状 況			
*	着目部分の全体に錆が生じている、又は着目部分に拡がり			
	のある発錆箇所が複数ある。			
·八	変状箇所の面積が小さく局部的である。			

注)全体とは、評価単位である当該<u>部材</u>全体をいう。

例:<u>主梁</u>の場合、端部から<u>第一横梁</u>まで等。格点の場合、当該格点。 なお、大小の区分の目安は、50%である。

(2)その他の記録

腐食の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、代表 的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

2 亀裂

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
С	断面急変部、溶接接合部などに塗膜われが確認できる。 亀裂が生じているものの、線状でないか、線状であって もその長さが極めて短く、更に数が少ない場合。
d	—
е	線状の亀裂が生じている、又は直下に亀裂が生じている 疑いを否定できない塗膜われが生じている。

注1)塗膜われとは、鋼材の亀裂が疑わしいものをいう。

注2)長さが極めて短いとは、3mm 未満を一つの判断材料とする。

(2)その他の記録

亀裂や塗膜割れの発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録すると ともに、全変状の寸法(長さ)を変状図に記載するものとする。このとき、板組や 溶接線との位置関係についてできるだけ正確に記録する。例えば、写真は、亀裂 が発生している部材や周辺状況が把握できる遠景と亀裂長さや溶接部との位置 関係が把握できる近景(部材番号やスケールを入れる。)を撮影する。更に、近 景写真と同じアングルのスケッチに、亀裂と溶接線や部材との位置関係、亀裂の 長さを記入し、写真と対比できるようにする。

ただし、板組や溶接線の位置が明確でない場合にはその旨を明記し、変状の状態を表現するためにやむを得ない場合の他は、目視で確認された以外の板組と 溶接線の位置関係を記録してはならない。また、推定による溶接線を記録する場合にも、これらの情報が図面や外観性状などだけから推定したものであること を明示しなければならない。

なお、塗膜われが生じている場合などで鋼材表面の開口を直接確認していない場合には、その旨を記録しておかなければならない。

また、亀裂が疑われる塗膜われに対して、定期点検時に磁粉探傷試験等を行い 亀裂でないことを確認した場合には、その旨を記録するとともに、変状程度の評 価は「a」とする。一方、亀裂が確認された場合、診断員等の定期点検従事者の みの判断でグラインダー等による削り込みを行うことは、厳禁とする。削り込み は、道路管理者の指示による。 ③ ゆるみ・脱落

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
с	ボルトにゆるみや脱落が生じており、その数が少ない。 (一群あたり本数の5%未満である。)
d	
е	ボルトにゆるみや脱落が生じており、その数が多い。 (一群あたり本数の5%以上である。)

注1)一群とは、例えば、<u>主梁</u>の連結部においては、下フランジの連結 板、ウェブの連結板、上フランジの連結板のそれぞれをいう。

注2) 格点等、一群あたりのボルト本数が20本未満の場合は、1本で も該当すれば、「e」と評価する。

(2) その他の記録

ゆるみ・脱落の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するととも に、各変状の数やボルトの種類(材質)を変状図に記載するものとする。

④ 破断

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分		_	般	的	状	況
а	変状なし					
b				—		
С				—		
d				—		
е	破断している。					

(2) その他の記録

破断の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、代表 的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

⑤ 防食機能の劣化

防食機能の分類は、次による

分類	防食機能
1	塗装
2	めっき、金属溶射
3	耐候性鋼材

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

分類1:塗装

区分	—	般	的	状	況
а	変状なし				
b			—		
С	最外層の防食塗膜に変色 る。	色が生	じたり	、局所的	りなうきが生じてい
d	部分的に防食塗膜が剥离	催し、	下塗り	が露出	している。
е	防食塗膜の劣化範囲が広	広く、	点錆が	発生し	ている。
注)劣	化範囲が広いとは、評価	単位の	<u>部材</u> の	大半を	占める場合をいう。

(以下同じ。)

分類2:めっき、金属溶射

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
С	局所的に防食皮膜が劣化し、点錆が発生している。
d	—
е	防食皮膜の劣化範囲が広く、点錆が発生している。

注) 白錆や"やけ"は、直ちに耐食性に影響を及ぼすものではないため、 変状とは扱わない。ただし、その状況は変状図に記録する。

分類3:耐候性鋼材

区分	一 般 的 状 況	
а	変状なし(保護性錆は粒子が細かく、一様に分布、黒褐色を呈 す。)(保護性錆の形成過程では、黄色、赤色、褐色を呈す。)	
b	変状なし。ただし、保護性錆は生成されていない状態である。	
С	錆の大きさは1~5mm 程度で粗い。	
d	錆の大きさは 5~25mm 程度のうろこ状である。	
е	錆の層状剥離がある。	
注)		

注) 一般に、錆の色は黄色・赤色から黒褐色へと変化して安定していく。 ただし、錆色だけで保護性錆かどうかを判断することはできない。

また、保護性錆が形成される過程では、安定化処理を施した場合に、 皮膜の残っている状態で錆むらが生じることがある。

変状がない状態を、保護性錆が生成される過程にあるのか、生成されていない状態かを明確にするため、「b」を新たに設けている。

(2) その他の記録

変状の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、代表 的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

⑥ ひびわれ

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

なお、区分にあたっては、変状程度に関係する次の要因毎に、その一般的状況から判断した規模の大小の組合せによることを基本とする。

1) 変状程度の区分

区分	最大ひびわれ幅に着目した程度	最小ひびわれ間隔に着目した 程度
а	変状7	なし
b	/]\	小
с	/]\	大 大
	中	/]\
d	中	大
a	大	/]\
е	大	大

- 2) 変状の程度
- a)最大ひびわれ幅に着目した程度

程度	一 般 的 状 況
大	ひびわれ幅が大きい(RC構造物 0.3mm 以上、PC構造物
· 八	0.2mm 以上)。
中	ひびわれ幅が中位(RC構造物 0.2mm 以上 0.3mm 未満、PC
	構造物 0.1mm 以上 0.2mm 未満)。
/]\	ひびわれ幅が小さい(RC構造物 0.2mm 未満、PC構造物
	0.1mm 未満)。

b)最小ひびわれ間隔に着目した程度

程度	— ;	般	的	状	況	
大	ひびわれ間隔が小さい	(最小	ひびわ	れ間隔	が概ね	0.5m 未満)。
小	ひびわれ間隔が大きい	(最小	ひびわ	れ間隔	が概ね	0.5m以上)。

(2) その他の記録

ひびわれの発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、 代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

⑦ 剥離•鉄筋露出

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
С	剥離のみが生じている。
d	鉄筋が露出しており、鉄筋の腐食は軽微である。
е	鉄筋が露出しており、鉄筋が著しく腐食又は破断している。

(2) その他の記録

⑧ 漏水·遊離石灰

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
с	ひびわれから漏水が生じている。 錆汁や遊離石灰はほとんど見られない。
d	ひびわれから遊離石灰が生じている。 錆汁はほとんど見られない。
е	ひびわれから著しい漏水や遊離石灰(例えば、つらら状)が生 じている、又は漏水に著しい泥や錆汁の混入が認められる。

注) 打継目や目地部から生じる漏水・遊離石灰についても、ひびわれと 同様の評価とする。

(2) その他の記録

漏水・遊離石灰の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとと もに、漏水のみか、遊離石灰が発生しているかの区別や錆汁の有無についても記 録する。更に、当該部分のひびわれ状況を変状図に記載するものとする。

剥離・鉄筋露出の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録する とともに、代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

9 うき

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分		 般	的	状	況	
а	変状なし					
b			—			
С			—			
d			—			
е	うきがある。					

(2) その他の記録

コンクリートのうきの発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録す るとともに、代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

① 路面の凹凸(舗装の異常)

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
С	道路軸方向の凹凸が生じており、段差量は小さい(20 mm未満)。
d	_
	道路軸方向の凹凸が生じており、段差量が大きい(20 mm以上)。
е	ロックシェッドにおいて、谷側の舗装に変状が生じている場合
	は、舗装下の土砂流出が発生している可能性がある。

(2) その他の記録

路面の凹凸の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するととも に、代表的な変状の性状と主要寸法を変状図に記載するものとする。

① 支承部の機能障害

支承部の分類は、次による。

分類	部位·部材
1	支承本体、アンカーボルト
2	主梁落下防止システム(水平アンカー、鉛直アンカーバー等)

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	
С	
d	_
е	支承部の機能が損なわれているか、著しく阻害されている可能 性のある変状が生じている。

(2)変状パターンの区分

変状パターンを次表によって区分し、対応するパターン番号を記録する。同 一部材に複数の変状パターンがある場合は、全てのパターン番号を記録する。

パターン	一 般 的 状 況
1	沓座モルタル又は台座コンクリートの欠落
2	著しい腐食
3	ゴム支承の破損・断裂・異常な変形
4	アンカーボルト又はセットボルトの緩み又は破断
5	傾斜、ずれ、離れ
6	大量の土砂堆積
7	その他

(3) その他の記録

支承部の機能障害の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

12 その他

変状内容の分類は次による.

分類	変状内容				
1	不法占用				
2	落書き				
3	鳥のふん害				
4	目地材などのずれ、脱落				
5	火災による変状				
6	その他				

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分 変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分		_	般	的	状	況	
а	変状なし						
b							
С				_			
d				_			
е	変状あり						

(2) その他の記録

当該変状(鳥のふん害、落書き、不法占用等)がある場合、発生位置やその 範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、必要に応じて変状の主要 寸法等を変状図に記載するものとする。

③ 補修・補強材の変状

補修・補強材の分類は次による。

ア)コンクリート部材への補修・補強材

分類	補修・補強材料
1	鋼板
2	繊維
3	コンクリート系
4	塗装

イ)鋼部材への補修・補強材

分類	補修・補強材料
5	鋼板(あて板等)

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

分類1:鋼板

区分			般	的	状	況
а	変状なし					
b				—		
с	補修部の鋼板のうる は錆又は漏水のいる					、シール部の一部剥離又
d				_		
е	次のいずれかの変わ ・補修部の鋼板の ・シール部分がほど が見られ、錆及び ・コンクリートアン ・一部のコンクリー	うきが こんど 「漏水」 ノカー	発生し 剥離し が著し(に腐食	。 ている 、一部 い。 が見ら	にコン れる。	クリートアンカーのうき られる。

分類2:繊維

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
с	補強材に、一部のふくれ等の軽微な変状がある。 又は、補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている。
d	—
е	補強材に著しい変状がある、又は断裂している。 又は、補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じ ている。

分類3:コンクリート系

区分	— 般 的 状 況
а	変状なし
b	—
с	補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている。 又は、補強材に軽微な変状がある。
d	_
е	補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じてい る。 又は、補強材に著しい変状がある。

分類4:塗装

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	—
С	塗装の剥離が見られる。
d	_
е	塗装がはがれ、補強されたコンクリート部材に錆汁が認められる又は 漏水や遊離石灰が大量に生じている。

分類5:鋼板(あて板等)

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	—
С	鋼板(あて板等)に軽微な変状(防食機能の劣化、一部の腐食、一部 ボルトのゆるみ等)が見られる。
d	_
е	鋼板(あて板等)に著しい変状(全体の腐食、多くのボルトのゆるみ、 き裂等)が見られる。
	注)分類が複数該当する場合には、すべての分類でそれぞれ評価して記 録する。

(2) その他の記録

補修・補強材の変状の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

(14) 定着部の変状

定着部の分類は次による。

分類	定着部の種類
1	PC鋼材縦締め
2	PC鋼材横締め
3	その他

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	—
С	PC鋼材の定着部のコンクリートに変状が認められる。
d	—
е	PC鋼材の定着部のコンクリートに著しい変状がある。

(2) 変状パターンの区分

変状パターンを次表によって区分し、対応するパターン番号を記録する。同一<u>部材</u>に複数の変状パターンがある場合は、全てのパターン番号を 記録する。

パターン	変状
1	ひびわれ
2	漏水・遊離石灰
3	剥離・鉄筋露出
4	うき
5	腐食
6	保護管の変状
7	PC鋼材の抜け出し
9	その他

(3)その他の記録

変状の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するととも に、代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

15 変色·劣化

対象とする材料や材質による分類は次による。

分類	材料・材質
1	コンクリート
2	ゴム
3	プラスチック
4	その他

注)ここでの分類は部材本体の材料・材質によるものであり、被覆材料 は対象としていない。部材本体が鋼の場合の被覆材料は「防食機能 の劣化」、コンクリートの場合の被覆材料は「補修・補強材の変状」 として扱う。

【変状程度の評価と記録】

(1)変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

分類1:コンクリート	分類	1:	コン	ノクリ	/ — Ի	-
------------	----	----	----	-----	-------	---

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	—
С	—
d	
е	乳白色、黄色っぽく変色している。

分類2:ゴム

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	—
С	—
d	_
е	硬化している、又はひびわれが生じている。

分類3:プラスチック

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	—
С	_
d	—
е	脆弱化している、又はひびわれが生じている。

(2) その他の記録

変色・劣化の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとと もに、代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

16 漏水·滞水

【変状程度の評価と記録】

- (1) 変状程度の評価区分
 - 変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
С	
d	
е	排水桝取付位置などからの漏水、支承付近の滞水がある。

(2)その他の記録

漏水・滞水の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとと もに、代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

当該変状との関連が疑われる排水管の変状などが確認できる場合には、 それらも併せて記録する。

① 異常な音・振動

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
С	_
d	—
е	部材、付属物等から異常な音が聞こえる、又は異常な振動や揺 れを確認することができる。

(2) その他の記録

異常な音・振動の発生位置やその範囲をスケッチや写真で記録するととも に、発生時の状況(車両通過、風の強さ・向きなど)を変状図に記載する。ま た、発生箇所の特定に努めたものの、発生箇所が特定できない場合は、「異常 を有する(発生箇所不明)」と変状図に記載するものとする。

18 変形·欠損

【変状程度の評価と記録】

(1)変状程度の評価区分 変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	—
с	部材が局部的に変形している。
	又は、その一部が欠損している。
d	_
е	部材が局部的に著しく変形している。
	又は、その一部が著しく欠損している。

(2)その他の記録

変形・欠損の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、 代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする

19 土砂詰まり

【変状程度の評価と記録】

(1)変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

程度	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
С	_
d	_
е	排水桝、支承周辺等に土砂詰まりがある。

(2) その他の記録

土砂詰まりの発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとと もに、その原因が推定できるものについては、その内容を変状図に記載する ものとする。

20 沈下·移動·傾斜

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分の記録

変状程度の評価区分は、下表の一般的状況を参考にして定性的に行うこと を基本とする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	_
С	—
d	—
е	<u>支承部</u> 又は <u>下部構造、底版</u> が、沈下・移動・傾斜している。

(2) その他の記録

沈下・移動・傾斜の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録 するとともに、代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

② 洗掘

【変状程度の評価と記録】

(1)変状程度の評価区分の記録

変状程度の評価区分は、下表の一般的状況を参考にして定性的に行うこと を基本とする。

区分	一 般 的 状 況
а	変状なし
b	—
С	基礎が流水のため洗掘されている。
d	—
е	基礎が流水のため著しく洗掘されている。

(2) その他の記録

洗掘の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、 特記すべき事項(水位との関係、点検状況など)があれば変状図に記載する ものとする。

22 吸い出し

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分の記録

変状程度の評価区分は、下表の一般的状況を参考にして定性的に行うこと を基本とする。

区分	般 的 状 況
а	変状なし
b	—
С	目地部等から土砂流出(吸い出し)が生じている。
d	—
е	目地部等から著しい土砂流出(吸い出し)が生じている。

(2) その他の記録

土砂流出(吸い出し)の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記 録するとともに、特記すべき事項(上部道路や隣接構造物との位置関係、点 検状況など)があれば変状図に記載するものとする。